

技師派遣条件書

- 1 対象機材：別表のとおり。 /次のとおり。
- 2 業務内容：
対象機材の開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導。
詳細は別紙のとおり。
- 3 技師の資格
〇〇技師は、メーカー所属の〇〇専門の技師であること。
××技師は、××機械の据付の実務経験があれば、メーカー所属でなくても構わない。
- 4 想定派遣人数、工数：
〇名、合計〇人日
＜内訳＞ 1）〇〇技師 日間
2）××技師 日間
- 5 スケジュール（案） （別紙としてもよい）

日	業 務 内 容 <u>（例）</u>
1	技師所属先所在地出発
2	現地到着
3	開梱・検収
4	修理、調整
5	動作検証
6	操作・保守指導
7	JICA在外事務所への報告、現地出発
8	技師所属先所在地到着

- 6 派遣手続き：
- （1）受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、
宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。
ビザ取得：要（ビザ種別： ） /不要
現地受入確認：要（発注者が現地に連絡する） /不要

- (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。
- (3) 受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。記載情報の概要は次のとおり。
 - ・ 派遣技師：氏名、連絡先等
 - ・ 所属先：緊急時連絡先等
 - ・ 派遣日程：旅程、業務スケジュール等
 - ・ 宿泊先：ホテル名、電話番号等
 - ・ 海外旅行保険：付保状況
 - ・ JICA海外渡航管理システム（トコカン）：登録状況
 - ・ 国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERWeb安全対策研修受講状況
 - ・ 別添資料：パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

7 契約に含む費用：

契約には以下の費用を含む。

- ・ 旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ・ 人件費
- ・ ビザ等入国のために必要な経費
- ・ 業務に必要な工具の運搬費用
- ・ 業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ・ その他必要な経費

8 支払：

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

9 安全対策措置等

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。
- (3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの

退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

（４） 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。

1) 技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。

・ 死亡・後遺障害 3,000万円 （以上）

・ 治療・救援費用 5,000万円 （以上）

2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。

3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、JICAが提供している海外渡航管理システム（トコカン）に、技師の渡航情報を登録する。

4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修(Web 版)を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。

5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。

（５） 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者によって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

10 参考情報：

☐ 図面

☐ 写真

☐ リスト

☐ スケジュール表

☐ その他

以上